

## インターネット上の著作権侵害に対する厳重な取り締まり： 著作権窃盗の制限へのメディア業界の取り組みをサポートするテクノロジー

著者： Rapid Access International, Inc. 2010 年 2 月.

### インターネットにおける著作権侵害とその影響

最近の二大トレンドであるブロードバンドインターネットへのアクセスとコンテンツを格納するストレージの利用が著作権侵害の世界的増加をもたらしている。多くの人はインターネット上の著作権侵害というと音楽コンテンツの不正コピーを連想する。この連想は確かに正しい。しかし、こうした傾向が進むと映画やテレビ番組といった大きなファイルが脅威にさらされることになる。

メディア業界の著作権侵害の影響は計り知れない。International Federation of the Phonographic Industry (IFPI)が最近発表した Digital Music Report 2010<sup>1</sup>は、レコード音楽の販売の激減を指摘し、その主要な要因は不正なファイル共有による損害であると結論付けた各種調査に言及している。

この問題に対処するためにどういった特殊技術や方法を法的に採用でき得るのかを把握するには、本件に関する法的背景を理解することが重要である。

### 法的背景と有責性

1998 年のデジタルミレニアム著作権法(DMCA: Digital Millennium Copyright Act)の Title II は、Online Copyright Infringement Liability Limitation Act ("OCILLA")として知られている。DMCA のこの部分を理解することで、重要な法的背景や議論、そしてインターネット上の著作権侵害に対処するためのソリューションを得ることができる。

“OCILLA”は、オンラインサービスプロバイダ (OSP; ISP 含む) に対し、所定のセーフ・ハーバー・ガイドラインを順守し必要な資格を得て著作権保持者やその代理人から著作権侵害の申し立てを受けた場合、侵害の疑いを持つ材料へのアクセスをブロック (またはその材料をシステムから削除) すれば、著作権違反にならないという免責条項を策定している。また OCILLA は当該材料に関しそのユーザーから実際には著作権違反をしていないと主張する通知を受け取った場合、OSP にそのユーザーに対する免責を提供する異議申し立て通知条項を規定している。OCILLA はさらに OSP への召還令状についても規定し、そのユーザーの ID の提供を求めている<sup>2</sup>。

つまり、インターネットサービスプロバイダ(ISP)は、著作権侵害に気づいた時点および場所において、これに対応するための条件を有してさえいれば「大目に見てもらえる」というわけだ。この利用に関する諸条件は、著作権保護された材料をサイトから削除する責任を課し、および/または当該コンテンツの削除を要求する DMCA 通知を送付する。DMCA 通知は個人ユーザーにも送付される。

実際 ISP は著作権侵害者に通知を送付しているが、その時点では侵害者が条件を順守してなくても制裁措置を課していない。おそらく、著作権保持者は著作権侵害者の身元を特定する記

---

<sup>1</sup> IFPI Digital Music Report 2010, <http://www.ifpi.org/content/library/DMR2010.pdf>. アクセス日 2010 年 2 月 1 日.

<sup>2</sup> 出典：[http://en.wikipedia.org/wiki/Digital\\_Millennium\\_Copyright\\_Act](http://en.wikipedia.org/wiki/Digital_Millennium_Copyright_Act)

録を自由に召還できるとする通知を送付するだけでも、侵害者の身元について証拠を得ている場合には、（侵害者にとって）十分な脅威になるのだろう。

DMCA は、世界の多数の国々の著作権法分野での政策基盤として機能する。しかし、一部には著作権法がより厳格に解釈され施行されている国もある。韓国、台湾、フランスでは現に ISP の規制が始まっており、ISP は著作権侵害者が発見された場合決められた措置をとらなければならない。他の国々でも決着が保留になっている訴訟や法案の状況を考えると、他の国々も同様の（規制厳格化の）方向に向かっていることがうかがわれる。

この問題の法的な側面や関係者の有責性（過失責任）に非常に重要な問題があることは確かだ。しかし、Torrent ネットワークやファイルホスティングサイト等のインターネット上で様々に変化する著作権侵害への取り組みがますます難しくなる中、インターネットの「バックボーン（基幹）」レベル（すなわちインターネットのインフラを総合的に保有し運用している企業）が著作権の保護を行うのが最も効果的な方法であるかもしれない<sup>3</sup>。

ISP が多くの著作権侵害者に対する本格的な行動をとらずにいる間に、著作権侵害から利害関係者を保護するための技術やサービスの開発に特化した企業が出現している。

### 著作権侵害対策ソリューション企業：IP-Echelon

オーストラリアと米国に本拠地を置く IP-Echelon (<http://www.ip-echelon.com/>)は、メディア企業への著作権侵害対策ソリューションを提供し、法執行機関を支援する企業である。設立者で CEO を務めるエイドリアン・レザーランド氏に話を聞いた。

IP-Echelon は、単にウェブ内を動き回るソフトウェア企業ではない。世界中の「ステーション」からクライアントのコンテンツ移動を監視し、基本的にユーザーに対するコンテンツの権利の侵害をマッピングしている。

同社はクライアントに対する著作権侵害の証拠やレポートを収集するだけでなく、その著作権侵害に対処するために必要な経験を持っていると思われる専門家や法律事務所とクライアントとを結びつける手助けをする。また、著作権侵害が発生した場合には要請によりクライアントに代わって「削除」を要請する通知を発行する。

### Media Industry Groups Need the Help of Technologies 技術支援を求めるメディア業界団体

2009 年、独立系映画・テレビ業界の同業組合である Independent Film & Television Alliance (IFTA) は、IP-Echelon と提携し IFTA 会員に無料の著作権侵害対策サービスを一時的に提供した。これは *iWatch* トライアルプログラムと呼ばれ、IFTA 会員に対し 1) インターネット著作権侵害の監視・報告を行い、2) 著作権を侵害する映画をインターネットから「削除」するよう求める通知

---

<sup>3</sup> Schleimer, Joseph D., *Protecting Copyrights at the "Backbone" Level of the Internet*. UCLA Entertainment Law Review, Volume 15. Issue 2. Summer 2008. リンク先：<http://schleimerlaw.com/Backbone%20Article--PUBLISHED%20BY%20UCLA%20July%202008.pdf>. アクセス日：February 1, 2010 年 2 月 1 日。

を発行し、3)暗号化された映画のスクリーナーを映画評論家や購入者へインターネット経由で確実に提供するサービスである。

メディア団体や企業および個人の需要に応える技術およびサービスに対する要求は正当化される。コンテンツクリエイターや利害関係者の成功は、彼らの仕事に対する権利を保護できるかどうかによって大きく左右される。IP-Echelon は、こうしたニーズ対応に貢献するために必要な企業や技術を実証していく。

#### 重要な用語/キートワード：

- Internet Piracy/インターネット上の著作権侵害
- Copyright Infringement/著作権侵害
- File-sharing / File-hosting ファイル共有/ファイルホスティング
- Torrent network Torrent ネットワーク
- Internet Service Providers (ISPs) / Online Service Providers (OSPs) インターネットサービスプロバイダ(ISP)/オンラインサービスプロバイダ(OSP)
- Digital Millennium Copyright Act (DMCA) デジタルミレニアム著作権法(DMCA)
- Online Copyright Infringement Liability Limitation Act ("OCILLA")
- DMCA Notices DMCA 通知
- Anti-Piracy Solutions / Technologies 著作権侵害対策ソリューション/技術